保護者の皆様へ

＜お迎えを依頼することがあります＞

体調不良時には保健室で1時間は休養が可能です。しかし、来室時の時点で体温が高い、1時間休養しても改善がない、本人と相談のもと帰宅を希望等あれば早退をさせることがあります。一人で帰ることが難しければ保護者様へお迎えの依頼をしますので、**緊急連絡先は必ず繋がるようにしておいてください。**

また怪我をした時にも緊急連絡先に連絡をします。状況を報告した上で、病院受診をするかの最終判断は保護者様となります。
（ただし生命に危険があると判断した場合には早急に救急車を呼びます）
緊急を要して病院受診が必要な場合は、学校または病院になるべく早くお迎えに来ていただきたいです。
※保護者様がいないと処置ができない病院もあるためです。

＜アレルギー・持病がある場合・同じ症状が続く場合＞

保健室では応急処置を行いますが、保健室が対応する時にはお子様は苦しい、痛い、授業に参加できない等辛い思いをします。対策できることはして、可能な限り生徒に辛い思いをさせないよう、元気に学校生活を過ごして欲しいという思いがあります。
保健室では生徒自身で体調を管理できるよう指導していきますが、ご家庭のご協力も必要です。
以下をお子様と日頃から確認するようにしてください。よろしくお願いいたします。

① 生徒自身で**アレルギーのものを避けてください**
学食ではアレルギー除去食は作れません。お弁当を持参してください。
② エピペンがある場合
使用期限が問題ない、**必ず通学カバンに入れている**
③ **持病の定期薬や頓服薬をしっかりと服用、持参**してください
頓服薬はたまにしか飲まない場合、使用期限切れることがありますので確認してください
④ 片頭痛や生理痛、腹痛や下痢を起こしやすい等あれば、**飲みなれた薬を通学カバンに常備**するようにしてください
薬を忘れたから休みたい、早退したいという希望で来室する生徒がまれにいます
⑤ 同じ症状（咳が続く、腹痛が続く等）が持続する場合には病院受診を検討してください

＜出席停止の必要がある感染症になった場合＞

本校 web ページの【在校生・保護者の方へ】→【各種届出用紙一覧】内にある【登校許可書】に記載されている疾患、インフルエンザ・コロナウイルスは出席停止となります。当校可能になりましたら、該当する用紙を印刷（保健室にも用紙あります）し、記載が済んだら、担任へ提出してください。

※周囲に出席停止の必要がある感染症になった人がいて、似たような症状がでている場合には、**病院受診をするようにしてください**。学校内で感染が広がると、学級閉鎖になる可能性があるため、ご協力お願いします。
コロナ・インフルエンザに関しては、発熱してから 12～24 時間経過してからでないと偽陰性が出る可能性がありますので病院受診のタイミングや市販の検査キットを使用する際には注意してください。

＜欠席・遅刻・早退入力についてのお願い＞

欠席や遅刻、早退時にはクラッシーを使用して報告するシステムとなっており、保健室ではクラッシーの報告を確認し、欠席（感染）状況等を把握、状況に応じて感染対策をしていきます。
そのため、保護者様に以下をご協力お願いいたします。

① 欠席入力時には、**明確な理由項目の選択（【体調不良】や［その他］は選択しない）、**
または備考欄に**理由を明確に記載（病院で診断名がついている場合は診断名を記載）**
ご多忙の中、欠席入力をするかと思います。以下のように簡潔でかまいません。
（例）熱・咳・喘息発作・診断名（コロナ・インフル・感染性胃腸炎等）等
② 出席停止等で連日欠席する場合には、**欠席する日すべて欠席入力**

＜健康診断の結果について＞

健診時に担任から渡される健康カードに身体測定値、診察の記録が記入されます
健診終了後に回収されたカードのキリトリ線以下の「医療機関受診依頼書及び報告書」が後日全員に返却されます。
ただし、心電図・胸部レントゲン・検尿の結果は毎年5月の連休後です。
要受診者のみ、担任を通して文書で連絡いたします。

～健康診断結果の見方～

〇なにも記載がない
→異常なし
〇【要医療】と記載がある
→渡された「医療機関受診依頼書及び報告書」を持参の上、最寄りの医療機関を受診し、結果を**保健室へ提出**してください。

＜受診結果の提出方法＞
医師の証明書は費用が掛かりますので、以下の方法でお願いします。
「医療機関受診依頼書及び報告書」下方にある
【受診日】【該当する検査結果に〇】【保護者のサイン】【認め印】
上記4項目の記載をお願いいたします。

＜学校管理下の怪我や疾病について＞

本校では、入学時・進級時に一括徴収金より徴収し、独**立行政法人日本スポーツ振興センター**に加入しています。
学校管理下における怪我や疾病において、給付金を支払う制度です。

給付の対象となる学校管理下とは
授業中・部活動中・学校行事・休み時間・宿泊行事・登下校中等

～学校管理下に怪我や疾病（以下災害）があった際のお願い～

〇病院受診をした際に受付で**学校での災害であることを伝えてください。**

〇各自治体が発行している**【子ども医療費助成受給券】を使用しないでください**。多くの自治体が併用できません。
併用できない自治体で、【子ども医療費助成受給券】を使用したけどスポーツ振興センターの災害給付金を申請したい場合には、保護者様が、自治体の受給券を発行している課に連絡をして、対応方法確認してください。
※当校はさまざまな自治体から通っている生徒が多く、各自治体のスポーツ振興センターとの併用の可否をすべて把握することができません。また生徒対応等に時間を使用したいため、各自治体への確認が必要になった際には、ご協力お願いいたします。

〇ただし**初診から治癒の医療費の総額**が 5000 円未満（**自己負担額 1500 円未満**）の場合は災害給付の対象となりません。その場合は【子ども医療費助成受給券】を使用してください。

〇学校管理下で災害があり、病院受診をした場合には**災害の状況を知っている担任または部活動顧問に生徒から報告**をしてください。
→災害状況を知っている先生に【災害報告書】を記載してもらい、【災害報告書】を保健室に提出することで手続きを開始していきます。

〇災害給付金の**申請は義務ではありません**。災害時に申請希望の有無を確認させていただきます。

〇災害給付金の**申請には、2 年という時効があります**。
災害給付申請の希望があっても、必要書類を提出していただかないと、給付が受けられなくなりますので、医療機関受診後は、**速やかに必要書類を提出**してください。　※必要書類の案内は災害時にご案内します

〇**登下校時に交通事故**にあった場合には、事故の大小に関わらず、必ず**警察に**届けてください。